

○芝山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成25年3月25日

教委告示第1号

改正 平成25年6月25日教委告示第4号

平成26年5月28日教委告示第3号

平成27年5月27日教委告示第4号

平成28年7月15日教委告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づいて設置された幼稚園で私立の幼稚園をいう。以下同じ。)の設置者が保護者から徴収する入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)の全部又は一部を免除(以下「減免」という。)する場合に町長が行う私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、本町に住所を有する保護者の幼児が通園するすべての私立幼稚園に適用するものとし、当該私立幼稚園が他の市町村に所在する場合にも適用する。ただし、町長は、その範囲を指定することができる。

(対象範囲及び補助金の額)

第3条 町長は、毎年度予算の定めるところにより、私立幼稚園の設置者が当該私立幼稚園に在園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し保育料等を減免する場合には、当該私立幼稚園の設置者に対し、別表の補助の対象となる保護者の世帯の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助金の額の欄に定める額を限度として補助金を交付するものとする。

(保育料等の減免措置の申請)

第4条 保育料等の減免措置を受けようとする保護者は、別に町長が指定する日までに私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書及び保育料等減免措置に関する調書(別記第1号様式。以下「調書」という。)に当該年度の市町村民税の課税(非課税)証明書又は市町村民税の納税通知書の写しを添えて幼児の通園する私立幼稚園の設置者に提出しなければならない。ただし、園児の保護者(世帯主)が当該調書の世帯に係る市町村民税額の確認を教育委員会に委任する場合は、この限りでない。

2 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている者の属する世帯(以下「生活保護等の世帯」という。)にあっては、生活保護等の世帯である旨の証明書又は確認書によってこれに代えることができる。

3 別表の備考の6の規定の適用を受けようとする保護者は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 保育所、認定こども園又は特別支援学校幼稚部に在籍する者 在籍を証明する書類
- (2) 情緒障害児短期治療施設通所部に通っている者 通所を証明する書類
- (3) 児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している者 利用を証明する書類  
(補助金の交付申請)

第5条 私立幼稚園の設置者は、調書の提出があったときは、別に町長が指定する日までに私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 私立幼稚園就園奨励費補助金事業計画書(別記第3号様式)
- (2) 調書及びその添付書類
- (3) 園則その他これに準ずる文書で保育料等の額を明らかにする書類  
(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の対象となる幼児及びその保護者並びに私立幼稚園の設置者が減免すべき額を決定して、私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

(保育料等の減免措置実施方法の報告)

第7条 私立幼稚園補助金の交付決定を受けた補助事業者は、減免措置の実施方法を速やかに町長に報告するものとする。

(補助金の申請内容等の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、申請の内容に変更が生じたときは、速やかに町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出により補助金の額に変更が生じたときは申請者へ通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 私立幼稚園の設置者は、保育料等の減免措置を完了した後15日以内又は3月25日までのいずれか早い日までに、私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書(別記第5号様式)

を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による報告には、保育料等減免措置確認書(別記第6号様式)を保護者から徴して、これを添付しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10条 町長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、私立幼稚園就園奨励費補助金確定通知書(別記第7号様式)により当該報告をした私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた私立幼稚園の設置者は、補助金の交付を受けようとするときは、私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書(別記第8号様式)により町長に請求しなければならない。

(補助金の概算払)

第12条 第6条の規定による通知を受けた私立幼稚園の設置者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、私立幼稚園就園奨励費補助金概算払請求書(別記第9号様式)により町長に請求しなければならない。

(補助金に関する調査)

第13条 町長は、補助金に関し必要と認めるときは、保護者又は私立幼稚園の設置者に対し報告を求め、若しくは自ら調査することができる。

(補助金の返還等)

第14条 町長は、保護者又は私立幼稚園の設置者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(秘密の保持)

第15条 私立幼稚園の設置者その他この要綱の規定により事務を処理する者は、保育料等の減免措置をした保護者その他の個人に係る情報を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成25年教委告示第4号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の芝山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成25年度以後の年度分の芝山町私立幼稚園就園奨励費補助金について適用する。

附 則(平成26年教委告示第3号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の芝山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成26年度以後の年度分の芝山町私立幼稚園就園奨励費補助金について適用する。

附 則(平成27年教委告示第4号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の芝山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成27年度以後の年度分の私立幼稚園就園奨励費補助金について適用する。

附 則(平成28年教委告示第3号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の芝山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成28年度以後の年度分の私立幼稚園就園奨励費補助金について適用する。

別表(第3条関係)

区分	補助金の額(年額)			
	小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有していない世帯	小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有している世帯		
1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長児	同一世帯から2人以上就園している場合の次長児	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児	小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から就園している場合の最年長児	小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を2

						人以上有している園児
第1	生活保護等の世帯	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
第2	当該年度に納付すべき市町村村民税が非課税となる世帯	272,000円 (308,000円)	290,000円 (308,000円)	308,000円 (308,000円)	290,000円 (308,000円)	308,000円 (308,000円)
	当該年度に納付すべき市町村村民税の所得割が非課税となる世帯					
第3	当該年度に納付すべき市町村村民税の所得割課税額が77,100円以下となる世帯	115,200円 (217,000円)	211,000円 (308,000円)	308,000円 (308,000円)	211,000円 (308,000円)	308,000円 (308,000円)
第4	当該年度に納付すべき市町村村民税の	62,200円	185,000円	308,000円	185,000円	308,000円

	所得割課 税額が 211,200 円以下と なる世帯				
第5	上記区分 以外の世 帯		154,000円	308,000円	154,000円 308,000円

備考

- 1 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とする。
- 2 世帯構成員のうち2人以上に所得がある場合は、就園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべての者の当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額の合計額とする。
- 3 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助金の額については、次の算式により減額して適用する。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15$$

- 4 実際の支払額が補助金の額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 就園児の兄又は姉で小学校1年生、2年生又は3年生の就学年齢と同一年齢である者については、小学校1年生、2年生又は3年生であるものとみなす。ただし、備考の6に掲げる者を除く。また、本来の就学年齢が小学校4年生以上であり就学免除等により小学校1年生、2年生又は3年生までの学年に在籍する兄又は姉については、小学校1年生、2年生又は3年生であるものとみなす。
- 6 就園児の兄又は姉で保育所、認定こども園若しくは特別支援学校幼稚部に在籍している者、就学前児童で情緒障害児短期治療施設通所部に通っている者又は就学前児童で児童発達支援又は医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等(児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)を利用している者については、就園している兄又は姉として当該就園児に係る補助金の額を算定する人数に含めるものとし、その補助金の額については、小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有し

ていない世帯の欄を適用するものとする。

7 年齢は、前年12月31日現在とする。

8 第2区分及び第3区分において、保護者と同一の世帯に属する者が次に該当する場合には、補助限度額(年額)欄の( )内の額とする。ただし、この項の規定の適用を受けようとする保護者は、第4条第1項前段に定めるもののほか、この項に該当することを証する書類を添えて提出しなければならない。

(1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養している者。ただし、保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

(4) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

(7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

(8) 要保護者等特に困窮していると町長が認める世帯

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

芝山町長 様

園児氏名 \_\_\_\_\_

園児生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

申請者(保護者)住所 芝山町 \_\_\_\_\_

申請者(保護者)氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書及び保育料等減免措置に関する調査

年度芝山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について、下記のとおり申請します。なお、交付の決定にあたり芝山町教育委員会が町民税課税台帳及び住民基本台帳を確認することを委任いたします。

園児の属する世帯の状況（ 月 日現在） *上記の園児を除く											
ひとり親世帯等の有無（ 有 ・ 無 ）											
氏 名	生 年 月 日	性 別	園児 から 見た 続柄	保 護 者	小 学 1～3 年 生	保 育 所	幼 稚 園	認 定 こ ど も 園	そ の 他	町 民 税 課 税 額	
										所 得 割 額	均 等 割 額
幼 稚 園 等 記 入 欄	上記の園児は、当園の在園児であることを証明します。 園長又は設置者 _____ 年 月 日 芝山町長 様 _____ ㊟										

備考 \_\_\_\_\_ 申請額 \_\_\_\_\_ 円

- (1) 「町民税課税額」・「申請額」の欄については町で記入しますので、記載する必要はありません。
- (2) 「園児の属する世帯状況」欄は、続柄を記入し、「保護者」・※1「小学生」・「保育所」・「幼稚園」・「認定こども園」・※2「その他」に該当する方はそれぞれの欄に○印を付けてください。
- (3) 保護者とは、園児の保育に関し、在園する幼稚園等に保育料等の納付義務を負う方で、かつ、芝山町に住所を有する方のことです。
- ※1 小学生の欄には、小学校1年生から3年生までの兄、姉がいる場合に○をつけて下さい。
- ※2 その他の欄には、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄・姉がいる場合に○をつけて下さい。



第2号様式（第5条関係）

私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

年 月 日

芝山町長 様

住 所

幼稚園名

設置者名

㊟

年度私立幼稚園就園奨励費補助事業を実施したいので、芝山町補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円の交付を申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業計画

3. 添付書類

- (1) 私立幼稚園就園奨励費補助金事業計画書
- (2) 芝山町幼稚園就園奨励費補助金交付申請書及び保育料等減免措置に関する調書及びその添付書類
- (3) 園則その他これに準ずる文書で保育料等の額を明らかにする書類

第3号様式 (第5条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金事業計画書

1. 小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有していない世帯

幼稚園名							
所得階層区分	減免単価 (円)	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計 (人)	減免単価(円)×計(人)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	第1子						
	第2子						
	第3子						
市町村民税 非課税世帯	第1子						
	第2子						
	第3子						
市町村民税 所得割非課税世帯	第1子						
	第2子						
	第3子						
市町村民税 所得割課税額 円以下の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子						
市町村民税 所得割課税額 円以下の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子						
上記区分以外の世帯	第3子						
合 計	—	—					

2. 小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有している世帯

幼稚園名							
所得階層区分	減免単価(円)	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計(人)	減免単価(円)×計(人)
生活保護法の規定による保護をうけている世帯	第2子						
	第3子						
市町村民税 非課税世帯	第2子						
	第3子						
市町村民税 所得割非課税世帯	第2子						
	第3子						
市町村民税 所得割課税額 円以下の世帯	第2子						
	第3子						
市町村民税 所得割課税額 円以下の世帯	第2子						
	第3子						
合計	—	—					

\* 小学校1年生～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)

\* 小学校1年生～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の園児及び小学校1年生～3年生に兄・姉を2人以上有している園児(第3子)

3. ひとり親世帯・小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有していない世帯

幼稚園名							
所得階層区分	減免単価(円)	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計(人)	減免単価(円)×計(人)
市町村民税 非課税世帯	第1子						
	第2子						
	第3子						
市町村民税 所得割非課税世帯	第1子						
	第2子						
	第3子						
市町村民税 所得割課税額 円以下の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子						
合 計	—	—					

4. ひとり親世帯・小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有している世帯

幼稚園名							
所得階層区分	減免単価(円)	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計(人)	減免単価(円)×計(人)
市町村民税 非課税世帯	第1子						
	第2子						
	第3子						
市町村民税 所得割非課税世帯	第1子						
	第2子						
	第3子						
市町村民税 所得割課税額 円以下の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子						
合 計	—	—					

第4号様式（第6条関係）

私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

芝教育指令第 号

幼稚園名

設置者

年 月 日付で申請のあった 年度私立幼稚園就園  
奨励費補助金については、芝山町補助金等交付規則第4条の規定により下記の  
とおり交付決定する。

年 月 日

芝山町長 ⑩

記

補助金交付決定額 金 円

第5号様式（第9条関係）

私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

年 月 日

芝山町長 様

住 所  
幼稚園名  
設置者名

㊞

年 月 日付け芝教育指令第 号で交付決定のあった、 年度  
私立幼稚園就園奨励費補助事業が完了したので、芝山町補助金等交付規則第12条の規  
定により関係資料を添え報告します。

記

1. 小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有していない世帯（従来条件）

減免区分	減免単価 (円)	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計 (人)	減免単価×計 (円)	小 計 (円)
生活保護法の規定 による保護を受け ている世帯	第1子							
	第2子							
	第3子							
市町村民税非課税 世帯	第1子							
	第2子							
	第3子							
市町村民税所得割 非課税世帯	第1子							
	第2子							
	第3子							
市町村民税所得割 課税額 円 以下の世帯	第1子							
	第2子							
	第3子							
市町村民税所得割 課税額 円 以下の世帯	第1子							
	第2子							
	第3子							
上記区分以外の世帯	第3子							
合 計								

2. 小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有している世帯（新条件）

減免区分	減免単価 (円)	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計 (人)	減免単価×計 (円)	小計 (円)
生活保護法の規定 による保護を受け ている世帯	第2子							
	第3子							
市町村民税非課税 世帯	第2子							
	第3子							
市町村民税所得割 非課税世帯	第2子							
	第3子							
市町村民税所得割 課税額 円 以下の世帯	第2子							
	第3子							
市町村民税所得割 課税額 円 以下の世帯	第2子							
	第3子							
合計								

\* 小学校1・2・3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から就園している場合の最年長児

【第2子】

\* 小学校1・2・3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の上

記以外の園児及び小学校1・2・3年生の兄・姉を2人以上有している園児 【第3子】

1+2 合計	
--------	--



第6号様式（第9条関係）

年 月 日

幼稚園設置者 様

### 保育料等減免措置確認書

保護者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

（園児の氏名）

\_\_\_\_\_に係る保育料等について、\_\_\_\_\_円の減免を  
受けたことを確認します。

第7号様式(第10条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金確定通知書

芝教育達第 号

幼稚園名

設置者

年 月 日付け芝教育指令第 号で補助金の交付を決定した  
年度私立幼稚園就園奨励費補助金については、芝山町補助金等交付  
規則第14条の規定により、下記のとおり額を確定する。

年 月 日

芝山町長 ⑩

記

補助金交付確定額 金 円

第 8 号様式 (第 11 条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書

年 月 日

芝山町長 様

住 所  
幼稚園名

設置者名 ㊞

年 月 日付け芝教育達第 号で確定のあった 年度  
私立幼稚園就園奨励費補助金について、下記のとおり請求します。

記

金 円

内訳

(単位：円)

補助金確定額	補助金請求額	備 考

\* 振込先

金融機関名	口座種別	口座番号	口座名義人

第9号様式（第12条関係）

私立幼稚園就園奨励費補助金概算払請求書

年 月 日

芝山町長 様

住 所  
幼稚園名

設置者名 ㊤

年 月 日付け芝教育指令第 号で決定のあった 年度  
私立幼稚園就園奨励費補助金について、概算払いを受けたいので下記のとおり  
請求します。

記

金 円

内訳

(単位：円)

交付決定額	概算払請求額	備 考

\* 振込先

金融機関名	口座種別	口座番号	口座名義人

第1号様式(第4条関係)

第2号様式(第5条関係)

第3号様式(第5条関係)

第4号様式(第6条関係)

第5号様式(第9条関係)

第6号様式(第9条関係)

第7号様式(第10条関係)

第8号様式(第11条関係)

第9号様式(第12条関係)